

犯罪収益移転防止法における顧客等の本人特定事項の確認に当たって、本人確認書類として個人番号カード、国民年金手帳又は医療保険の被保険者証（保険証）を用いる場合の留意事項等

1. 本人確認書類として個人番号カードを用いる場合の留意事項等

(1) 個人番号カードについて

- 平成28年1月1日以降、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードを本人確認書類として用いることができることとなりましたが、番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報の収集等は、番号利用法第15条及び第20条に基づき原則として禁止されています。
- 本人特定事項の確認に際して顧客等から個人番号カードの提示を受けた場合には、犯罪収益移転防止法施行規則第20条第1項第17号の規定にかかわらず、個人番号を書き写したり、個人番号が記載された個人番号カードの裏面の写しをとらないようにしてください。
- 個人番号カードの写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、個人番号カードの表面の写しのみを送付を受けることで足り、個人番号が記載されている個人番号カードの裏面の写しの送付を受ける必要はありません。仮に個人番号カードの裏面の写しの送付を受けた際には、当該裏面の部分を復元できないようにして廃棄したり、個人番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で、当該写しを確認記録に添付するようお願いいたします。
- 犯罪収益移転防止法に基づく顧客等の本人特定事項の確認に際して個人番号カードを本人確認書類として用いた場合、犯罪収益移転防止法施行規則第20条第1項第17号に掲げる記録事項については、個人番号以外の事項（例えば、発行者や有効期間）を記載することとなります。

(2) 通知カード等について

- 番号利用法第7条第1項に規定する通知カードについては、本人確認書類等として用いることはできません。
- 通知カード以外の表面に個人番号が記載されている書類（住民票の写し等）の取扱いについては、個人番号部分を復元できない程度にマスキングすれば、本人確認書類として取り扱うことは可能です。

2. 本人確認書類として国民年金手帳を用いる場合の留意事項等

(1) 本人特定事項の確認の際の留意事項について

- 国民年金法（昭和34年法律第141号）第108条の4により基礎年金番号の告知を求めること等が禁止されています。
- 本人特定事項の確認に際して国民年金手帳の提示を受けた場合には、犯罪収益移転防止法施行規則第20条第1項第17号の規定にかかわらず、当該年金手帳の基礎

年金番号を書き写すことのないようお願いいたします。また、当該年金手帳の写しをとる際には、当該写しの基礎年金番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で確認記録に添付するようお願いいたします。

- 国民年金手帳の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ顧客等に対し、基礎年金番号部分にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けてください。また、基礎年金番号部分にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者において基礎年金番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で、当該写しを確認記録に添付するようお願いいたします。
- 犯罪収益移転防止法に基づく顧客等の本人特定事項の確認に際して国民年金手帳を本人確認書類として用いた場合、犯罪収益移転防止法施行規則第20条第1項第17号に掲げる記録事項については、基礎年金番号以外の事項（例えば、交付年月日等の国民年金手帳に記載されている事項）を記載すれば足ります。

（２）年金手帳を本人確認書類とする場合の記載振りについて

ホームページやリーフレット等に本人確認書類として国民年金手帳を用いる際の留意点を記載する場合には、基礎年金番号の告知を求めているかのような記載振りとならないようにしてください。

3. 本人確認書類として医療保険の被保険者証（保険証）を用いる場合の留意事項等

（１）本人特定事項の確認の際の留意事項について

- 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられ、令和2年10月1日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されています。
- 告知要求制限の対象となる被保険者等記号・番号等は、次に掲げる記号・番号等です。
 - ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する「保険者番号及び被保険者等記号・番号」（健康保険法第194条の2第1項）
 - ・ 船員保険法（昭和14年法律第73号）に規定する「保険者番号及び被保険者等記号・番号」（船員保険法第143条の2第1項）
 - ・ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）に規定する「保険者番号及び加入者等記号・番号」（私立学校教職員共済法第45条第1項）
 - ・ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）に規定する「保険者番号及び組合員等記号・番号」（国家公務員共済組合法第112条の2第1項）
 - ・ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に規定する「保険者番号及び被保険者記号・番号」（国民健康保険法第111条の2第1項）

- ・ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に規定する「保険者番号及び組合員等記号・番号」（地方公務員等共済組合法第144条の24の2第1項）
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する「保険者番号及び被保険者番号」（高齢者の医療の確保に関する法律第161条の2第1項）
- 本人特定事項の確認に際して被保険者証の提示を受ける場合には、犯罪収益移転防止法施行規則第20条第1項第17号の規定にかかわらず、当該被保険者証の被保険者等記号・番号等を書き写すことのないようお願いいたします。また、当該被保険者証の写しをとる際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施した上で確認記録に添付するようお願いいたします。
- 被保険者証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ顧客等に対し、被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けてください。また、被保険者等記号・番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者において被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施した上で、当該写しを確認記録に添付するようお願いいたします。
- 犯罪収益移転防止法に基づく顧客等の本人特定事項の確認に際して被保険者証を本人確認書類として用いた場合、犯罪収益移転防止法施行規則第20条第1項第17号に掲げる記録事項については、当該被保険者証を特定するに足りる事項として、その名称に加えて、発行主体及び交付年月日等を記録する必要があります。
- ※ 被保険者証だけでなく、高齢受給者証、限度額適用認定証など、被保険者等記号・番号等が記載された書類等の提出を求めることは、すべて告知要求制限の対象となります。
- ※ 被保険者証等にQRコードがある場合について、そのQRコードを読み取ると被保険者等記号・番号等がわかるものについては、被保険者等記号・番号等同様にマスキングを施す必要があります。
- ※ これらの扱いは、令和2年10月1日以降に被保険者証等の提示を求める場合に適用されるものであり、これ以前に取得した被保険者証の写し等については、あらためてマスキング等を施す等の対応を求めるものではありませんが、法の趣旨を踏まえ、被保険者等記号・番号等が利用されることのないよう、被保険者証の写しについては厳重に管理いただくなど、適切な対応をお願いします。

（2）被保険者証を本人確認書類とする場合の記載振りについて

被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないでください。例えば、ホームページ等において、「被保険者証の記号・番号が記載された面の写しを送付してください」といった記載を行わないようにしてください。